

最終更新日：2007年6月25日

八千代工業株式会社

代表取締役社長 白石 基厚

問合せ先：総務部 総務・法規ブロック TEL:04-2955-1211

証券コード：7298

<http://www.yachiyo-ind.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「人間尊重」「顧客第一」という基本理念に立脚し、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様、社会からの信頼をより高め、「社会からその存在を認められ、期待される企業」となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと認識し、その取り組みを行っております。

組織運営においては、基本理念に立脚し、世界各地のお客様の要請に応える事業運営を、迅速かつ適切に展開しながら、効果・効率の高い体制を構築しております。

また、業務監査部門が各組織の業務遂行について、効果的な監査を実施していくほか、各組織が自律性を高めながら、コンプライアンスやリスク管理に取り組んでおります。

経営の監視を客観的に行うため、社外監査役をおき、取締役会及び監査役会において監督・監査を行っております。取締役については、経営環境の変化に対する機動性を高めるために、任期を1年としております。

株主や投資家の皆様に対して、決算や経営政策の迅速かつ正確な公表や開示を基本とし、企業の透明性を今後も高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
本田技研工業株式会社	12,103,950	50.34
大竹榮一	1,312,000	5.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,190,200	4.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	648,000	2.70
八千代工業従業員持株会	599,018	2.49
大竹好子	500,000	2.08
株式会社三井住友銀行	457,400	1.90
埼玉車体株式会社	438,075	1.82
株式会社三菱東京UFJ銀行	350,900	1.46

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
ミックス	276,700	1.15

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック
決算期	3月
業種	輸送用機器
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社 更新	本田技研工業株式会社(上場:東京 大阪 名古屋 福岡 札幌 海外)
連結子会社数	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社と親会社との間で資本関係、取引関係等の面で緊密な関係にありますが、経営方針及び事業活動等においては、自立を基本としており、当社の独立性は確保されていると考えております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	19名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

社外監査役を含む監査役会が取締役の業務遂行の監査を行い、取締役会から選定された取締役をもって構成される経営会議が取締役会の決議事項等について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議するなど、経営の監視及び内規に基づく分権化を行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査の適正さを確保するため、会計監査の報告及び説明を受けるほか、会計監査人の選任、報酬等に関して監督をしております。

当社は、会計監査人として、新日本監査法人を選任しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、社長直轄の独立した業務監査部門である業務監査室と単独ないしは連携して、当社及び国内外の子会社、関連会社に対し、業務監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
戸村 正二	他の会社の出身者									
高篠 昭夫	他の会社の出身者									

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
戸村 正二		経営の監視を客観的に行うため
高篠 昭夫	本田技研工業株式会社の業務監査室主幹の職を兼任しております。	経営の監視を客観的に行うため

その他社外監査役の主な活動に関する事項

社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席し、必要に応じて質疑を行い、意見を述べております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

株主総会の決議による報酬(月額報酬、役員賞与及び退職慰労金)以外のインセンティブ付与に関する施策は、実施しておりません。

【取締役報酬関係】

開示手段 更新

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明 更新

平成 19 年3月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬等の額は、取締役に対して合計3億8千7百万円、監査役に

対して合計4千2百万円の総額4億2千9百万円であります。

なお、上記に含まれる役員賞与の額は、取締役に対して合計4千5百万円、監査役に対して合計4百万円の総額4千9百万円であります。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外監査役の監査の実効性を確保するために、下記の事項を定期的を実施しております。

代表取締役との意見交換

経営会議その他の重要な会議への出席

会計監査人との意見交換

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

業務執行体制については、取締役会から選定された取締役をもって構成される経営会議をおき、取締役会の決議事項等について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項(指名、報酬決定等を含む)について審議しております。また、世界各地のお客様の要請に応えるため、世界の主要な地域に事業の拠点をおき、各拠点において迅速な事業運営を行うために、経営会議から委譲された権限の範囲内で、各拠点の責任者が経営の重要事項について審議しております。

取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。

取締役会は、重要な業務執行その他法定の事項について決定を行うほか、業務執行の監督を行っております。

監査役会の各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。

平成19年3月期における取締役会等の開催状況については、取締役会を11回、経営会議を31回開催しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、新日本監査法人に所属する千頭力、矢定俊博、日置重樹の3名であります。

なお、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、会計士補4名、その他7名で構成されております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の期限より早い時期に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	事務日程を考慮し、可能な限り早い時期に開催しております。
その他	スライドを用いた事業報告や、併設した展示会場における当社製品の展示などの施策を実施しております。

2. IR に関する活動状況 更新

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	中間決算及び本決算の説明並びに中期経営計画推進状況の説明を行っております。
IR資料のホームページ掲載	あり	当社のホームページ（ http://www.yachiyo-ind.co.jp/ir/ir_top.html ）において、各種の企業情報を公開しております。
IRに関する部署（担当者）の設置		管理本部事業管理室IR・事業管理ブロックに担当者をおいております。
その他		個人投資家向け説明会及び工場見学会を適宜実施しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】 当社は、「人間尊重」「顧客第一」という基本理念に立脚し、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様、社会からの信頼をより高め、「社会からその存在を認められ、期待される企業」となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと認識し、その取組みを行っております。 [有価証券報告書により開示しております。]
環境保全活動、 C S R 活動等の実 施	ISO14001 を国内外の拠点で取得するなど、「ヤチヨ環境基本方針」に則り、環境保全活動を展開しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という。)の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスを確保するための体制は、下記のとおりとする。

当社の行動指針として「YACHIYO 行動指針」を制定し、各部門が部門の実態に則した部門行動規範を策定する。

各部門が担当取締役の主導の下で、法令の遵守に努め、その状況を定期的に検証するなど、コンプライアンスについて体系的に取り組む仕組みを整備する。

コンプライアンスに関する取組みを推進する担当取締役をコンプライアンスオフィサーとして任命し、企業倫理やコンプライアンスに関する事項を審議する「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理に関する問題について提案を受け付ける「企業倫理改善提案窓口」を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、当社の文書管理規程に基づき、保存及び管理を行うものとする。

取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社レベルの危機に対しては、危機発生時における関連する組織及び従業員の取るべき行動を定めた「YACHIYO 危機対応規程」を全社規程として整備する。

リスクマネジメントに関する取組みを推進する担当取締役をリスクマネジメントオフィサーとして任命するなど、リスクマネジメント体制を整備する。

部門ごとに対応すべきリスクに対しては、各部門が主体となってその予防・対策に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行う。

取締役会は、重要な業務執行その他法定の事項について決定を行うほか、業務執行の監督を行う。

監査役会の各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の業務遂行の監査を行う。

業務執行体制については、取締役会から選定された取締役をもって構成される経営会議をおき、取締役会の決議事項等について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議する。また、世界各地のお客様の要請に心えるため、世界の主要な地域に事業の拠点を置き、各拠点において迅速な事業運営を行うために、経営会議から委譲された権限の範囲内で、各拠点の責任者が経営の重要事項について審議する。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおいて共有する行動指針として「YACHIYO 行動指針」を制定するほか、当社グループの各組織がそれぞれの業務内容に応じた具体的な行動規範を「部門行動規範」として制定し、それらの遵守に努める。

当社の各組織が、それぞれの業務に関連して遵守すべき法令や配慮すべきリスクを明確化したチェックリストを策定し、定期的自己検証を実施するなど、コンプライアンスやリスクマネジメントについて体系的に取り組むこととする。自己検証の結果については、担当取締役に報告されるほか、経営会議において全体状況の評価を実施する。

当社グループの各社については、特に関連会社においては合併先なども含めて理解と協力を得ながら、ガバナンスに関する基本方針の共有化を図り、各国の法令・事業環境や各社の業態に合わせたコーポレート・ガバナンスの充実に努める。

社長直轄の独立した業務監査部門である業務監査室が、当社の各部門の業務遂行状況について監査を行うほか、各地域や子会社・関連会社における内部監査の充実に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

業務監査室が監査役を補助し、当該補助者の人事異動等については、監査役会の意見を尊重するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、下記の事項を遅滞なく報告する。

会社に重大な影響を及ぼす事項

内部統制システムの整備状況

コンプライアンス、リスクマネジメントに係る自己検証の結果

「企業倫理改善提案窓口」の運用状況

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実効性を確保するために下記の事項を定期的実施する。

業務監査室との連携

代表取締役との意見交換

経営会議その他の重要な会議への出席

会計監査法人との意見交換

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

買収防衛策の具体的内容を決定したものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

金融商品取引法の公布に伴い、財務諸表等の適正性を確保するための体制の整備に向けて具体的かつ有効なものにしていきます。

